

酒類販売管理研修実施団体が 留意すべき事項について

この手引は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）の実施団体として指定を受けた団体（以下「研修実施団体」といいます。）が留意すべき事項について説明したものです。

研修実施団体は、この手引をよく読んで、酒類販売管理研修を適正かつ確実に行ってください。

(目 次)	頁
1 酒類販売管理研修を実施する際の留意事項	1
2 講師講習について	2
3 報告書等の提出	3
4 各種様式（様式、記載例）	
○ 酒類販売管理研修受講申込書	5
○ 酒類販売管理研修の講師講習実施報告書	7
○ 酒類販売管理研修講師講習受講者名簿	9
○ 酒類販売管理研修実施計画書	11
○ 酒類販売管理研修実施報告書	13
○ 酒類販売管理研修受講者名簿	15
○ 酒類販売管理研修実施団体異動報告書	17
○ 酒類販売管理研修受講証	19
○ 酒類販売管理者選任（解任）届出書	21